

輸出貿易管理規則

昭和24年12月 1日通商産業省令第64号

改正：令和 2年 4月30日経済産業省令第43号（輸出貿易管理規則等の一部を改正する省令）

改正前	改正後
-本則-	
施行日：令和 2年 4月30日	
<p>(特別の許可及び承認の申請手続)</p> <p>第二条の二 経済産業大臣は、必要があるときは、法第四十八条第一項の規定による経済産業大臣の許可又は令第二条第一項の規定による経済産業大臣の承認を受ける手続について、第一条の規定にかかわらず、特別な手続を定めることができる。</p> <p>◆追加◆ ◆追加◆</p>	<p>(特別の許可及び承認の申請手続等)</p> <p>第二条の二 経済産業大臣は、必要があるときは、次の各号に掲げる手続について、この省令の規定にかかわらず、特別な手続を定めることができる。</p> <p>一 法第四十八条第一項の規定による経済産業大臣の許可又は令第二条第一項の規定による経済産業大臣の承認を受ける手続</p> <p>二 第一条の三の規定による経済産業大臣への届出の手続</p>
-改正法・附則・題名- ～令和 2年 4月30日 経済産業省 令 第43号～	
施行日：令和 2年 4月30日	
◆追加◆	附 則（令和二・四・三〇経産令四三）
-改正法・附則- ～令和 2年 4月30日 経済産業省 令 第43号～	
施行日：令和 2年 4月30日	
◆追加◆	この省令は、公布の日から施行する。
